

告 示

埼玉県告示第百二号

令和二年埼玉県告示第九百二十二号で公示した公共測量は、令和二年九月十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十六日

埼玉県知事 大野元裕